

鳥取世界おもちゃ館基金造成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取世界おもちゃ館基金造成事業補助金（以下「本補助金」という）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取世界おもちゃ館の指定管理者（以下「補助事業者」という。）が定款に定める公益事業の実施及び鳥取世界おもちゃ館（以下「指定管理施設」という。）の管理運営に要する経費に充当することを目的として基金を設ける場合において補助事業者を支援することにより、もっておもちゃをテーマとした事業の充実及び指定管理施設の利用者へのサービスの向上や機能の充実につなげることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的達成に資するため、補助事業者が基金に積み立てる経費を予算の範囲内で、補助事業者に交付する。

(基金設置計画書の提出)

第4条 基金を設置しようとする補助事業者は、市長が別に定める日までに、様式第1号により基金の設置目的及び充当事業を明らかにした基金設置計画書を提出しなければならない。ただし、基金を設置した以降の年度は基金設置計画書の提出を要しない。

2 前項の規定は、基金設置計画書に記載された内容を変更しようとする場合に準用する。

(基金設置計画書の承認)

第5条 市長は、前条の規定により提出された基金設置計画書について、補助事業者の設置目的に合致し、かつ、公益性が確保されるものか審査し、その内容を適当と認めるときは、基金設置計画書の提出を受けた日から20日以内に承認し、様式第2号により通知するものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に該当するもの以外の変更とする。

(1) 本補助金額の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

2 第7条の規定は、変更等の承認に準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了若しくは中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。なお、規則第12条第1号に掲げる書類は、様式第3号に替えるものとする。

(交付の条件)

第10条 本補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。なお、補助事業者が、交付決定条件に違反した場合には、交付決定の全部又は一部を取消し、本補助金を返還させることがある。

- (1) 補助事業者は、基金を廃止し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ず廃止する場合であって、予め市長に協議し、市長が同意したときはこの限りではない。
- (2) 補助事業者は、補助金を受領後速やかに基金に積み立てなければならない。
- (3) 補助事業者は、基金の果実を基金に積み立てて管理しなければならない。
- (4) 補助対象事業者は、承認された基金設置計画書に掲げる事業に充当する場合に限り、基金を処分することができる。
- (5) 補助事業者は、基金に属する財産の一部又は全部を処分した場合は、処分した日の属する年度の翌年度の4月20日までに、様式第4号により市長に報告しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月25日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。